

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

2026年3月23日

デジタルユーロの制度設計とユーロシステムの狙い

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 上席研究員

川畑 昭人

akito_kawabata@iima.or.jp

<要旨>

2025年7月に米国で GENIUS 法が制定され¹、同国のデジタル通貨政策がステーブルコインを中心とする方向に大きく舵を切った一方、ユーロ圏では同年10月、欧州中央銀行（European Central Bank : ECB）を中心としたユーロシステム（Eurosystem）²が進めてきた中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency : CBDC）である「デジタルユーロ」導入計画の準備フェーズが完了した。欧州理事会や欧州議会からもデジタルユーロに対する政治的支持が示されており、今後は関連する法整備を前提として、2027年にパイロット試行、2029年からは段階的な発行が開始する構想が示されている。

デジタルユーロは、個人や企業が通常の決済で用いることを志向したリテール CBDC³であり、現金を補完する中央銀行発行のデジタル法定通貨として設計されている。

¹ GENIUS 法（Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act）は、ドル建てステーブルコインの発行体に対する準備資産や監督の要件などを定めた初の米国連邦レベルの包括規制である。なお、ユーロ圏においては、MiCA（Markets in Crypto-Assets Regulation）というステーブルコインを含む暗号資産の発行やサービス提供に関する統一的な法規制が、2024年に既に施行されている。

² ユーロシステムとは、ECB とユーロを採用している各国の中央銀行（ユーロ圏各国の中央銀行）で構成され、ユーロ圏の単一金融政策を決定、実施する。

³ リテール CBDC に対して、金融機関間の決済目的に発行されるものは、ホールセール CBDC と呼ばれる。

デジタルユーロの発行や保証、基礎的なインフラの維持はユーロシステムが担い、決済や口座開設といった基本的なサービスは無料で行えるものとする。誰もがデジタルユーロを通じて金融にアクセスできることを目指す。一方で、そのようなサービスの提供自体は民間金融機関が担う「二層構造」を採用している。オンライン・オフライン双方で即時決済が可能となる想定であり、高いプライバシー保護を確保しつつ、保有上限設定や利子設定を通じて銀行預金からの大規模な資金移動を抑制するなど、金融安定への配慮も図られている。

ユーロシステムがデジタルユーロを推進する目的の一つは、ユーロ圏の通貨主権の維持、およびユーロ自体の国際的地位の維持、強化である。米国がステーブルコインを通じてデジタル通貨分野での影響力拡大を図る中、外貨建ての民間デジタル通貨のユーロ圏内浸透は、通貨主権に影響を及ぼす可能性があり、デジタルユーロはその防衛策として機能するとしている。ドルの長期的な覇権が疑問視され始め、米国が民間主導のデジタル通貨政策を推進する中、より信頼性の高い CBDC を導入することはユーロの相対的なプレゼンス強化にも繋がり得るものとなる。

加えてユーロシステムが重視している点として、ユーロ圏域外の決済サービスへの依存度低減が挙げられる。現在のユーロ圏内における主要な決済手段であるカード決済のうち、約3分の2が Visa や Mastercard といったユーロ圏外（主に米国）のカードの利用であり、モバイルアプリによる決済も PayPal を始めとした域外のアプリが多い。デジタルユーロ導入によって、リテール決済面における戦略的自律⁴を確保したい狙いがある。特に直近においては、米国が自国優先主義的な動きを強める中、米国のサービスに依存する現状を早急に打開したい狙いがあるとも考えられる。

1. はじめに

2025年7月、米国では GENIUS 法が制定され、民間主導のステーブルコインを中核とするデジタル通貨戦略が制度面から明確化された。これによりステーブルコインの新規発行や決済・送金分野における活用の模索などが国際的に加速している。

⁴ EU が掲げる戦略的自律 (Strategic Autonomy) とは、防衛、経済、エネルギー、デジタルなどの戦略的に重要な分野において、域外への過度な依存を避けつつ、EU が自らの政策判断と行動を自律的に行える能力を強化するという政策概念である。近年の米国やロシア、中国の動向などをはじめとした国際情勢の変化の中で、この戦略的自律の確立が模索されている。

一方、公的なデジタル通貨である CBDC については、各国中央銀行や国際決済銀行（Bank for International Settlements : BIS）により研究・実証実験は進展しているものの、本格導入事例は限定的である⁵。

このような状況の下、2025 年 10 月、ECB はユーロ圏の CBDC であるデジタルユーロの導入計画について「準備フェーズ」の完了を公表し、「準備フェーズ」を土台とした、さらなる技術設計や法整備を進める次段階へ移行したと発表した。こうした動きは、ステーブルコインの拡大や域内決済サービスの現状などを踏まえ、通貨主権の維持や、ユーロ自体の国際的なプレゼンスの維持・拡大、また、ユーロ圏における決済の戦略的自律の確保といった課題に対処するものと理解できる。

本稿では、デジタルユーロ導入に向けたこれまでの経緯と今後の計画を概観するとともに、想定される機能や制度設計の方向性、さらにデジタルユーロを推進するユーロシステムの政策的意図について整理する。

2. デジタルユーロのタイムライン

図 1 はデジタルユーロのタイムラインの概略である。デジタルユーロは 2020 年 10 月に ECB が公表した、「デジタルユーロに関する報告書」から始まり、2021 年 7 月にプロジェクトの正式な立ち上げが決定された。2021 年 10 月から 2023 年 10 月までの 2 年間は「調査フェーズ」として、デジタルユーロの設計や流通モデルが検討された。2023 年 11 月以降の「準備フェーズ」では、デジタルユーロに係るルールブック草案の最終化、デジタルユーロのプラットフォームを開発するプロバイダーの選定などに重点が置かれ、2025 年 10 月に最終報告書が発表されたことにより完了した。「準備フェーズ」の完了以降、さらなる技術的な作業や法整備の支援に重点を置く次のフェーズへと進んでいる。欧州議会が 2026 年中に法規制を採択すれば、2027 年のパイロットテストを経て、2029 年に段階的に発行されるスケジュールが想定されている。

2025 年 12 月には欧州理事会が、2026 年 2 月には欧州議会がデジタルユーロに対する本格的な支持を表明した。欧州理事会および欧州議会が法整備に前向きな姿勢を示したことは、2029 年の段階的な発行までの計画を政治面、立法面から大きく支えると考えられる。

⁵ CBDC の本格導入事例は、バハマの Sand Dollar、ナイジェリアの eNaira、ジャマイカの Jam-Dex など少数の国にとどまっている。なお、上記はいずれもリテール CBDC であり、ホールセール CBDC は現在実証実験段階である。

図1：デジタルユーロのタイムライン概略

2020年	『デジタルユーロに関する包括的な報告書』公表
2021年	「調査フェーズ」を開始
2023年	「調査フェーズ」完了、「準備フェーズ」開始
2025年	「準備フェーズ」完了
↓今後の予定	
2026年	欧州議会における法整備完了
2027年	パイロット試験開始
2029年	段階的な発行開始

(資料) ECB, Progress on the digital euro より国際通貨研究所作成

3. 現状におけるデジタルユーロの特徴や機能

「準備フェーズ」までを終え、なお技術設計や制度設計が検討されている状況下ではあるが、現状におけるデジタルユーロの特徴や主要な機能について整理する。

(1) ユーロを補完する、中央銀行発行のデジタル通貨

デジタルユーロは、現行のユーロ（紙幣や硬貨といった物理的な現金）を置き換えるものではなく、ユーロと並行して存在するデジタル形式の法定通貨（リテール CBDC）として設計されている。現金の機能をデジタル環境に拡張するものであり、今後社会や経済のデジタル化が進展する中でも、中央銀行が発行する法定通貨への市民のアクセスを維持することを目的としている。デジタルユーロは、ユーロと同様に中央銀行の信用に直接裏付けられる性質を持ち、ユーロ圏全域で受領義務（原則として誰もが支払い手段として受け入れなければならない義務）を付与することが見込まれている⁶。

(2) 無料の基本サービスと金融包摂の実現

ユーロシステムはデジタルユーロを公共財と位置付けており、個人が日常生活で通貨として利用するために不可欠な機能、サービスについては無料であることを保証する法整備を検討している。この基本的なサービスは口座（デジタルウォレット）の開設や解約、デジタルユーロによる決済や入出金が対象となる。

こういった基本サービスの無料提供は、社会や経済のデジタル化が進展する中での金融包摂を実現するために不可欠であるとユーロシステムは認識している。基本サービスが無料であることにより、誰もがデジタルユーロを通じて金融サービスにアクセスでき

⁶ ECB, FAQs on the digital euro, Q3
https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/faqs/html/ecb.faq_digital_euro.en.html#q3 2026年3月13日閲覧

るようにし、低所得者層や銀行口座を持たない unbanked 層などが排除されないよう設計する。

(3) 民間金融サービスを利用する「二層構造」

デジタルユーロは現行のユーロと同様に、「二層構造」の仕組みを構想する。ユーロシステムがデジタルユーロの発行や保証、基礎的なインフラを提供しつつ、銀行をはじめとした民間金融機関が個人や企業に対して口座や決済サービスなどを提供する。(2)にて記載したような基本的なサービスは、民間金融機関を通じて無料で提供されるが、独自の追加機能や高度なサービスについては、民間金融機関によって有料で提供され、収益化が可能となっている。

通貨の発行から口座、決済サービスの提供まですべて中央銀行が行う「一層構造」ではなく、「二層構造」を構想している主な理由の一つは、現在の銀行の金融仲介機能を維持し金融システムの安定を保つためとしている。ECB のチポローネ専務理事は⁷、ユーロ圏における銀行を中心とする現在の金融システムは良好に機能しており、ユーロ圏経済への効率的な信用供与を確保する上で銀行の役割を維持することが重要であるとしている。

また、この「二層構造」のメリットとして、決済サービス間の競争を促すこともユーロシステムは指摘する。ユーロシステムは、デジタルユーロの導入に際して基礎的なインフラを提供し、民間決済金融機関はこのインフラの上で、多様なサービスを展開することが可能となる。これによって、民間金融機関が個別にインフラを整備するコストを引き下げ、参入障壁を下げる役割を果たす⁸。より多くの民間金融機関がサービスを提供することを通じて、この「二層構造」は、決済サービスのイノベーション促進やそれによるサービス利便性向上、手数料の低下など、利用者にとっての利益にも繋がり得る⁹。加えて、ユーロシステムがインフラ費用を負担することで、決済手段を導入する店舗側の負担も軽減するという利点もある¹⁰。

⁷ ECB, The digital euro: a collective step forward for Europe
(https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2025/html/ecb.sp251117_1~c62f13b4dd.en.html) 2026年3月13日閲覧

⁸ ECB, FAQs on the digital euro, Q23
(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/faqs/html/ecb.faq_digital_euro.en.html#q23) 2026年3月13日閲覧

⁹ ECB, Eurosystem proceeds to next phase of digital euro project
(<https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2023/html/ecb.pr231018~111a014ae7.en.html>) 2026年3月13日閲覧

¹⁰ 例えばカードの加盟店となる場合、店舗はカード決済を展開する金融機関に対し、決済ネットワーク維持のためのネットワーク手数料（スキーム手数料）を負担する。このネットワーク手数料が発生しない設計となる。ただし、店舗側が金融機関に対して負担する、ネットワーク手数料以外の加盟店手数料は不変の見込み。また、店舗側の手数料負担が過剰にならないよう、金融機関が店舗に請求する手数料に上限を設定することが議論されている。

(4) オフライン機能

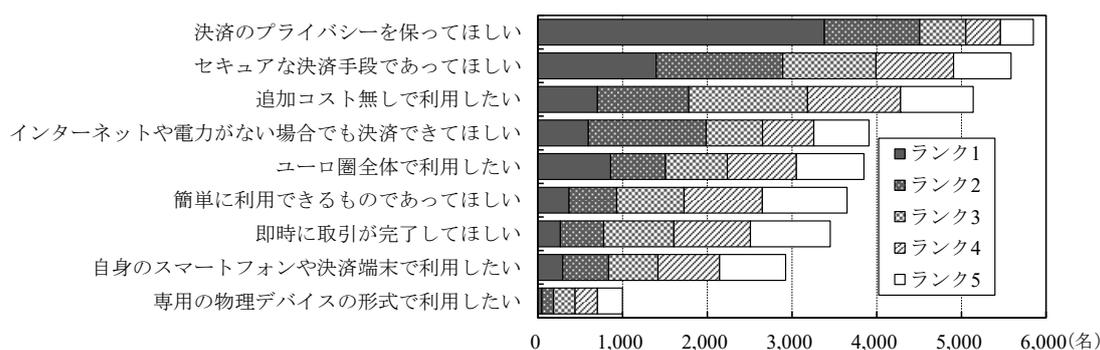
デジタルユーロはオンライン上で利用可能であることに加えて、オフラインでも利用できる設計を掲げている。これは、通信環境が不安定な場所や災害時など、インターネット接続が利用できない状況においても決済機能を維持するためであり、現金と同様の高いレジリエンス（耐障害性）を確保することを目的としている¹¹。オフライン決済では、専用のデバイスやスマートフォン等の端末間で直接支払い情報をやり取りする仕組みが検討されており、中央銀行や民間金融機関に決済情報が共有されることなく取引を完了させることが可能となる予定である。

(5) 利用者のプライバシー保護

上述した「二層構造」やオフライン機能の設計の目的の一つでもあるが、ECBはデジタルユーロの利用に関して、現金と同等の高いレベルのプライバシー保護が確保されるよう設計するとしている。

ECBが2020年から2021年にかけて行ったデジタルユーロに関する公開アンケートによると、デジタルユーロに求める機能として一番関心が高かったものがプライバシー保護であった（図2）。デジタルユーロによる決済においてプライバシー保護を最も重要な要素として挙げている回答は43%であった¹²。

図2：デジタルユーロに求める機能



(注1) 8,221件の回答があったアンケート結果の一部を利用。

(注2) デジタルユーロに求める機能について上位5つを回答。ランク1を最重要とし、ランク5までを集計。

(資料) ECB(2021) "Eurosystem report on the public consultation on a digital euro" より国際通貨研究所作成

¹¹ ECB, "The digital euro: ensuring resilience and inclusion in digital payments"

(<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2025/html/ecb.sp250904-70ab593276.en.html>) 2026年3月13日閲覧

¹² ランク1回答のみ集計したときに、「決済のプライバシーを保持してほしい」という回答が43%を占めた。

高いプライバシー保護を達成するために、「二層構造」の設計を通じて、中央銀行と民間金融機関の間で利用者情報の管理を物理的・法的に分離する仕組みが採用される。オフライン決済では、上述した通り利用者の端末間でのみ決済情報が保持され、オンラインの場合でも、利用者と決済の情報を紐づけないよう設計し、利用者のデータが商業目的で使用されることは無いとされている。

一方で、銀行などの民間金融機関は、マネーロンダリング防止やテロ資金供与防止などの EU の法規則を遵守するために必要な範囲でのみ利用者のデータにアクセスできる。ユーロシステムは技術的設計によるプライバシー保護に加えて、規制や監督の枠組みを組み合わせることにより、デジタルユーロにおいて高い水準プライバシー保護を実現すると掲げている¹³。

(6) 保有上限の設定

デジタルユーロには保有上限を設けることが現状想定されている。保有上限設定の背景には、デジタルユーロはあくまで決済手段として設計されるべきであり、大規模な価値保存手段や投資対象としての導入を意図していないという ECB の考えがある。加えて、通貨としての「価値の保存」機能を制限することによって、銀行預金からの大量流出を防ぎ、上述したような銀行を中心とした現在の金融システムに過度な影響を与えないことを目的としている。この保有上限設定による利用者の不便を解消するため、保有上限が設定されるデジタルユーロのウォレットと銀行口座を連携させることで、ウォレットの上限を超えても自動的に銀行口座から決済資金を補填するような仕組みも検討されており、加えて、この保有上限の金額については少なくとも2年ごとに見直しが行われることも検討されている¹⁴。

保有上限の具体的な金額設定については、利用者や銀行の状況を対象として様々な試算がある。Georgarakos et al. (2025) では、保有上限毎に利用者の資産ポートフォリオに与える影響を試算しており¹⁵、1,000 ユーロから 10,000 ユーロの範囲内での保有上限の設定であれば、利用者の資産ポートフォリオに対してほとんど影響を与えないとしている。

¹³ ECB, “Digital euro and privacy”

(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/features/privacy/html/index.en.html) 2026年3月13日閲覧

¹⁴ European Council, “Single currency: Council agrees position on the digital euro and on strengthening the role of cash” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/19/single-currency-council-agrees-position-on-the-digital-euro-and-on-strengthening-the-role-of-cash/>) 2026年3月13日閲覧

¹⁵ 該当研究では、保有上限を一人当たり 1,000 ユーロから 120,000 ユーロの間に設定し、検証を行っている。

ECB(2025d)では、保有上限の幅（一人当たり 500 ユーロから 3,000 ユーロ）に加え、通常時と危機時のそれぞれのシナリオ毎に¹⁶、銀行に与える影響を試算している。危機時のシナリオで保有上限を 3,000 ユーロに設定した場合、預金流出は 6,990 億ユーロ（ユーロ圏銀行セクター総資産の 2.2%、リテール預金の 8.2%）と試算しており、影響は限定的だと評価する。加えて、銀行経営の安定性に直結する指標である、流動性指標¹⁷や収益性¹⁸で見ても、大きな影響は出ないとしている。むしろ、決済デジタル化の進展が現金利用を減らし、その分が預金に流入するとしており、2034 年までに銀行セクター全体で 1,270 億ユーロの預金流入（同銀行セクター総資産の 0.4%）が発生し、預金流出を（少なくとも部分的に）相殺すると試算する。総じて、3,000 ユーロまでの保有上限の設定は銀行セクターに与える影響はごく一部にとどまるとしている。

(7) 利子の設定

保有上限設定と同様に、金融システムへの過度な影響を回避することを目的として議論されているものが、デジタルユーロの利子（付利）設定である。ECB の立場は、現行のユーロと同様に、デジタルユーロを保有していることによる、中央銀行から保有者への利子の支払いは発生しない設計を掲げている。これは、上述したように、保有上限設定と併せて、銀行預金からの過度なデジタルユーロへの資金移動を回避する目的がある。一方で、金融システムの安定や流通量管理の観点から、段階的付利や理論的な最適利率に関する研究も行われている¹⁹。

¹⁶ 通常時（Business-as-usual）シナリオは、ユーザーが通常の決済手段としてデジタルユーロを保有する、標準的な状況を想定する。危機時（Flight-to-safety）シナリオは、銀行システムへの不信などにより、全預金者が保有上限、あるいは預金残高の全額まで急速にデジタルユーロへ振り替えるという、極めて保守的な状況を想定する。危機時シナリオは 25 年間のユーロの歴史で一度も発生していない。

¹⁷ 預金流出に対応するため、ユーロシステムの準備預金の取り崩し、インターバンク市場での調達、適格担保を用いたユーロシステムからの借入、非適格担保を用いたペナルティ金利でのユーロシステムからの借入が可能という前提を置いたうえで、銀行セクター全体で見ると流動性カバレッジ比率（LCR）、安定調達比率（NSFR）は 100%を下回らず、バーゼル規制の水準をクリアしている。個別行ベースでも、危機時シナリオにおいて、LCR が 100%まで下落するのは 13 行で、そのうち、追加の借入に必要な担保が不足し 100%を下回るリスクがあるのは 9 行にとどまる。これら 9 行の総資産は銀行セクター全体の 0.1%に過ぎず、デジタルユーロが流動性指標に重大な影響を及ぼさないと評価している。

¹⁸ 通常時シナリオにおいて、デジタルユーロの保有上限を 3,000 ユーロとした場合、銀行の自己資本利益率（RoE）の低下幅は 18 パーセントポイントにとどまる。これは、2018 年から 2024 年までのデータを用いて算出された銀行 RoE の変動幅と比較しても極めて小さく、通常の収益変動のごく一部であり、デジタルユーロが収益性に与える影響は僅かであると評価している。

¹⁹ 段階的付利とは、ECB がデジタルユーロの保有残高に対して、一定額（閾値）までは特定の利率を適用し、それを超える残高に対してはより低い利率（あるいはペナルティ的な利率）を適用する仕組みを指す。また、この閾値については全利用者に対して一律に設定するのではなく、消費者よりも店舗等には高く設定するなど、利用者カテゴリーに応じた設定が検討されている。

4. デジタルユーロを通じたユーロシステムの主要な狙い

(1) ユーロ圏における通貨主権の維持と、ユーロの国際的なプレゼンスの維持・強化
ユーロシステムがデジタルユーロを推進する主要な狙いの一つが、ユーロ圏の通貨主権の維持、さらには、ユーロという通貨自体の国際的なプレゼンスを維持・強化することである。

上述したように、米国は GENIUS 法制定以降、ステーブルコインを中心としたデジタル通貨施策を進めている。外貨建てのステーブルコインがユーロ圏内に大量に流入し、貯蓄や決済に広く利用されるようになれば、ユーロシステムによる金融政策の効果が限定的となり、ユーロ圏における通貨の単一性が損なわれる可能性がある。ユーロシステムはこうした事態を強く警戒しており²⁰、デジタルユーロを、そのような状況を未然に防ぐための防衛策として位置付けている。デジタル経済化が一層進展した環境でも、ユーロの通貨としての機能を維持し、それによって金融政策の有効性と通貨主権の保護を目指す。

さらに、デジタルユーロには国際通貨としてのユーロの魅力を高める（役割を強める）効果も期待されている。現在の国際通貨体制は依然としてドルを中心として構成されているが、近年では米国の影響力や信認、ソフトパワーの変化などを背景に、現状の圧倒的な優位性が長期的に維持されるかについてさまざまな議論が生じている。

こうした中、米国が公的なデジタル通貨のインフラ整備ではなく、民間主導のステーブルコインの推進に政策の重点を置いていることに対し、ユーロ圏では公的な CBDC としてデジタルユーロの制度化を進めている点に特徴がある。様々なリスクを抱え得るステーブルコインではなく²¹、ユーロ圏において信頼性の高い設計を備えた公的な CBDC を導入することで、ユーロが国際的により魅力的な通貨となるための強固な基盤を備えることを目指す。

²⁰ Jürgen Schaaf (2025) “From hype to hazard: what stablecoins mean for Europe”
(<https://www.ecb.europa.eu/press/blog/date/2025/html/ecb.blog20250728~c6cb3cf8b5.en.html>) 2026年3月13日
閲覧

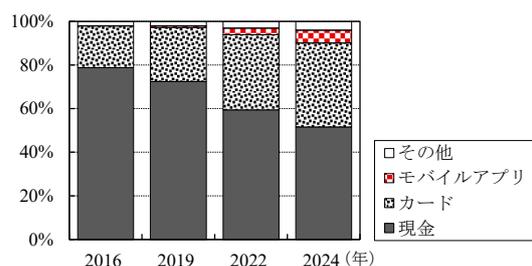
²¹ ステーブルコインのリスクについては様々な研究がある。例えば、BIS (2025)では、マネーロンダリング等の金融犯罪での利用というリスクに言及があり、ステーブルコインの匿名性によって、金融機関や金融当局が重視している、KYC（顧客確認）ルールをすり抜けた資金移動が可能であることを指摘している。

(2) ユーロ圏外の決済サービスへの対抗、決済における戦略的自律の追求

また、デジタルユーロの導入によってユーロシステムが期待するもう一つの大きな狙いは、決済におけるユーロ圏の戦略的自律を確立することである。

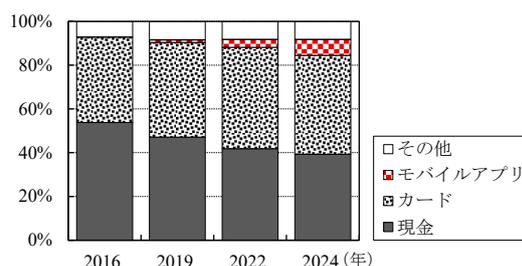
ユーロ圏における店頭決済について、現金の利用が減少してきており、その代わりに、主にカードやモバイルアプリの利用が増加している（図3、4）。2016年時点において、現金の利用は決済件数ベースで79%、決済金額ベースで54%であったが、2024年時点においては、それぞれ52%、39%まで低下している。一方で、カード決済については、2016年から2024年にかけて、件数ベースでは19%から39%に、金額ベースでは39%から45%に増加している。また、モバイルアプリについても同様に、データのある2019年から2024年にかけて、件数ベースでは1%から6%に、金額ベースでは1%から7%に増加している。

図3：ユーロ圏の店頭決済手段推移
(決済件数ベース)



(注) モバイルアプリについては2016年のデータなし
(資料) ECB, Study on the payment attitudes of consumers in the euro areaより国際通貨研究所作成

図4：ユーロ圏の店頭決済手段推移
(決済金額ベース)



(注) モバイルアプリについては2016年のデータなし
(資料) ECB, Study on the payment attitudes of consumers in the euro areaより国際通貨研究所作成

現金に代わって利用拡大が進行するカード決済やアプリによるデジタル決済だが、これらの決済手段はユーロ圏域外サービスの利用が多い。カード決済に関しては、Visa や Mastercard といった主に米国のカード利用が多く、ECBによると、欧州におけるカード決済のうち、2022年は61%が域外のカード利用によるものであり、2024年の上半期には66%まで増加しているという。アプリによる決済も同様であり、PayPal や Apple Pay、その他「X-Pay」といった域外のサービスの利用が多く、多くの手数料とデータが域外に流出しているとして、ECBはこれらの点を問題視している²²。

このようにユーロ圏内の決済が域外サービスに大きく依存する状況から脱し、リテール決済面における戦略的自律を獲得することをユーロシステムは目指し、デジタルユー

²² ECB, “Empowering Europe: boosting strategic autonomy through the digital euro”
(<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2025/html/ecb.sp250408-40820747ef.en.html>) 2026年3月13日閲覧

ロの計画を推進している。特に直近では、第二次トランプ政権発足以降、自国優先主義的な動きを強める米国を背景に、Visa や Mastercard をはじめとした米国のサービスに依存する現状から早急に脱却したいという意図もあるのではないかと考えられる。

もっとも、「3.(3)」にて記載した通り、デジタルユーロは既存の決済サービスを提供する民間金融機関を排除することを目的とするものではなく、これらを補完する公共の決済手段として設計される構想である。民間金融機関が主導する欧州全域で利用可能な決済サービスの模索が続いている中²³、デジタルユーロは決済機能を提供するインフラとして位置付けられ、その上で民間決済サービスが競争しながらイノベーションを促進するという、公的インフラと民間決済サービスが共栄する決済エコシステムの構築が目指されている²⁴。

このように、デジタルユーロには、外貨建て民間デジタル通貨の影響が拡大するなかでの通貨主権の維持や、国際通貨としてのユーロのプレゼンスの維持・強化に加え、決済におけるユーロ圏の戦略的自律や効率性の向上も期待されている。

以 上

<参考文献>

- 河合正弘 (2025) 『ドル基軸通貨体制・国際通貨システム』
(https://www.iima.or.jp/docs/webinar/2025/1216_kawai.pdf)
- BIS (2025) “BIS Annual Economic Report 2025 - III. The next-generation monetary and financial system” (<https://www.bis.org/publ/arpdf/ar2025e3.htm>) 2026年3月13日閲覧
- Dimitris Georganakos, Geoff Kenny, Luc Laeven, Justus Meyer (2025) “Working Paper Series - Consumer attitudes towards a central bank digital currency” ECB
(<https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/scpwp/ceb~cde4bd616e.wp3035en.pdf>)

²³ 例えば、欧州における民間主導のデジタル決済サービスとしては、欧州決済イニシアティブ (European Payments Initiative : EPI) が主導する Wero の普及が進んでいる。Wero は欧州全域で利用可能な決済サービスを目指しており、現在はドイツやフランス、ベルギーなどの EU 主要国で利用が進んでいる。また、欧州決済同盟 (European Payments Alliance : EuroPA) は欧州各国の民間決済サービスの相互接続を目的とする提携であり、イタリアやスペイン、ポルトガルなどで利用される決済サービスの連携が進んでおり、連携している決済サービス合計で1億人以上の利用者がいる。

²⁴ この文脈において、ECB のチポローネ専務理事は Wero や EuroPA にも言及している。これらの民間決済サービスがデジタルユーロのインフラを利用することにより、より決済手段として商業的な魅力を高め、欧州全域に展開できるようになるとしている。

- ECB (2020) “Report on a digital euro”
(https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/Report_on_a_digital_euro~4d7268b458.en.pdf)
- ECB (2021) “Eurosysteem report on the public consultation on a digital euro”
(https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/Eurosysteem_report_on_the_public_consultation_on_a_digital_euro~539fa8cd8d.en.pdf)
- ECB (2025a) “A view on recent assessments of digital euro investment costs for the euro area banking sector”
(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/timeline/profuse/shared/pdf/ecb.deprep251010_a_view_on_recent_assessments_of_digital_euro_investment_costs_for_the_euro_area_banking_sector.en.pdf)
- ECB (2025b) “Fit of the digital euro in the payment ecosystem Report on the dedicated Euro Retail Payments Board (ERPB) technical workstream”
(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/timeline/profuse/shared/pdf/ecb.deprep251030_digital_euro_fit_payment_ecosystem_report.en.pdf)
- ECB (2025c) “Preparation phase of a digital euro – Closing report”
(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/progress/html/ecb.deprp202510.en.html)
2026年3月13日閲覧
- ECB (2025d) “Technical data on the financial stability impact of the digital euro”
(https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/timeline/profuse/shared/pdf/ecb.deprep251010_technical_annex_financial_stability_impact_digital_euro.en.pdf)
- ECB (2025e) “The digital euro: key aspects at a glance - Technical annex for the exchange of views with the European Parliament’s Committee on Economic and Monetary Affairs”
(https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2025/html/ecb.sp251117_1_annex~b8efc1e7fd.en.pdf)
- ECB (2025f) “The international role of the euro” (<https://www.ecb.europa.eu/press/other-publications/ire/html/ecb.ire202506.en.html>) 2026年3月13日閲覧

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。